

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 計画の推進主体

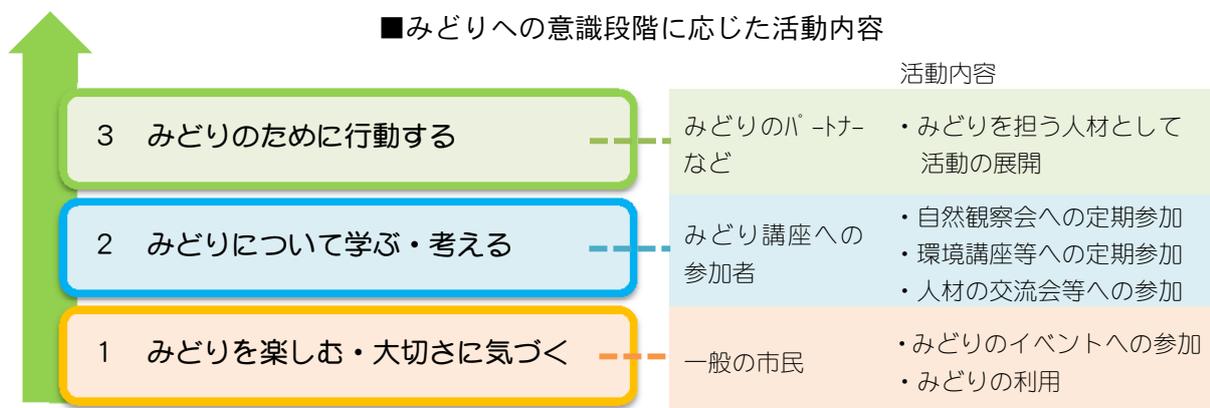
本市をみどり豊かで住みよいまちにするためには、今あるみどりを適切に保全するとともに、みどりの質を高め、より良い状態で未来へ継承する必要があります。そのために市が先頭に立ち、県や関連団体などと連携を図りながらみどりの保全と創出を推進していくとともに、市民や市民団体、事業者も主体的に取り組む必要があります。

そこで、市民、市民団体、事業者、市がそれぞれの役割を認識し、様々な施策において主体的に、また、相互の連携を図りながら取り組んでいくために、役割を次のように示します。

①市民の役割

市民は、みどりへの愛情や理解を深め、家庭や地域において積極的にみどりの活動を行い、自らがみどりの活動の輪を広げていくことが大切です。

「みどりを楽しみ、大切に気づく」ところから「みどりについて学ぶ・考える」、「みどりのために行動する」という段階を経てみどりへの意識の向上を図り、多くの市民がみどりの取り組みに参加することが重要です。



②市民団体の役割

市民団体は、市と共に市民や事業者のみどりの活動を支援するとともに、みどりの活動の先頭に立ち、みどりの保全と創出をけん引していくことが大切です。

③事業者の役割

事業者は、地域社会の一員として責任ある行動に努め、企業の CSR 活動などを通じて、地域のみどりの活動に率先して参加することが大切です。また、農業協同組合などは、みどりと農の取り組みに対して積極的に関わることが期待されます。

④市の役割

市は、本計画を推進するため、みどりの保全と創出を積極的に進めるとともに、みどりの活動をバックアップする体制や制度の整備に努めます。

⑤みどりのパートナー

みどりのパートナーは、みどりの保全及び緑化の推進に関する自発的かつ実践的な活動を行う個人又は団体を登録し、ふるさと所沢のみどりを守り育てる活動を行う制度です。

みどりの保全活動、緑化の推進活動に関心のある方々に「みどりのパートナー」として参加していただき、みどりづくりに関わる人たちの輪を育み、参加者の経験や英知を活かした「みどりづくり」を進めていきます。

■主な活動内容

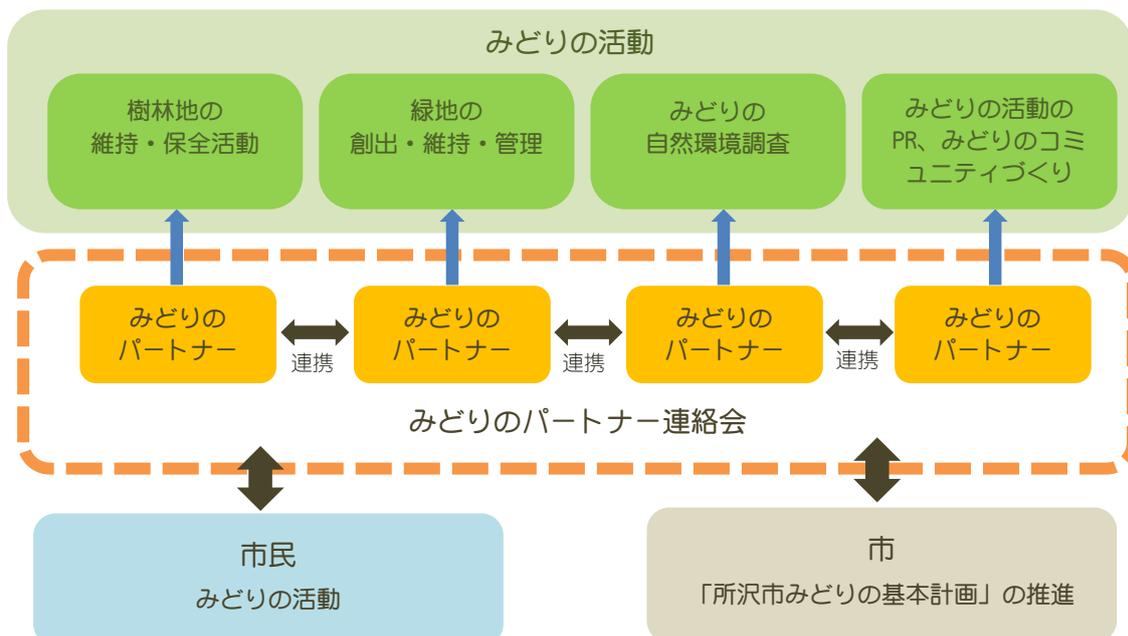
みどりの保全活動	雑木林の林床下刈り、枯損木処理・間伐などの保全管理作業を行うとともに清掃や美化活動、林産物の活用などを行います。
緑化の推進活動	まちなかで公開性を有する公共施設、私有地の敷地を活用し、草花や苗などを植え付ける花とみどりの創出活動を行います。
生態系保全に関わる活動	動植物のモニタリング調査など生態系保全に関わる活動などを行います。
その他のみどりの活動	みどりに関わる環境教育や自然体験学習、みどりづくりに関わる人たちの輪を育むなど、みどりの普及・啓発を行います。

【みどりのパートナー連絡会の設置】

みどりのパートナーが交流し、情報や意見を交換するとともに、市民主体のみどりの活動をコーディネートする場として、みどりのパートナー連絡会を設置します。みどりのパートナー連絡会は、みどりのパートナーで構成され、市民の主体的なみどりの活動を支援する組織として位置づけます。

本市で制定している「所沢すみどりのパートナー活動連絡会設置要領」は、運用しやすい制度に見直し、樹林地の維持・保全活動や緑地の創出・維持・管理、自然環境調査、みどりの講座の開催など、様々な機会に多くの市民が参加しやすい体制の構築を目指します。

■みどりのパートナー連絡会を主体とした市民によるみどりの活動の展開イメージ

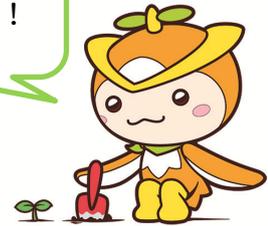


みどりのコラム

みどりのパートナーになろう

本市では、みどりのパートナーによるみどりの保全管理活動や緑化活動が行われています。本市のみどりを守り育てていくため、多くの方のご協力が必要です。みなさんの参加をお待ちしています。

みなさんの参加をお待ちしています！

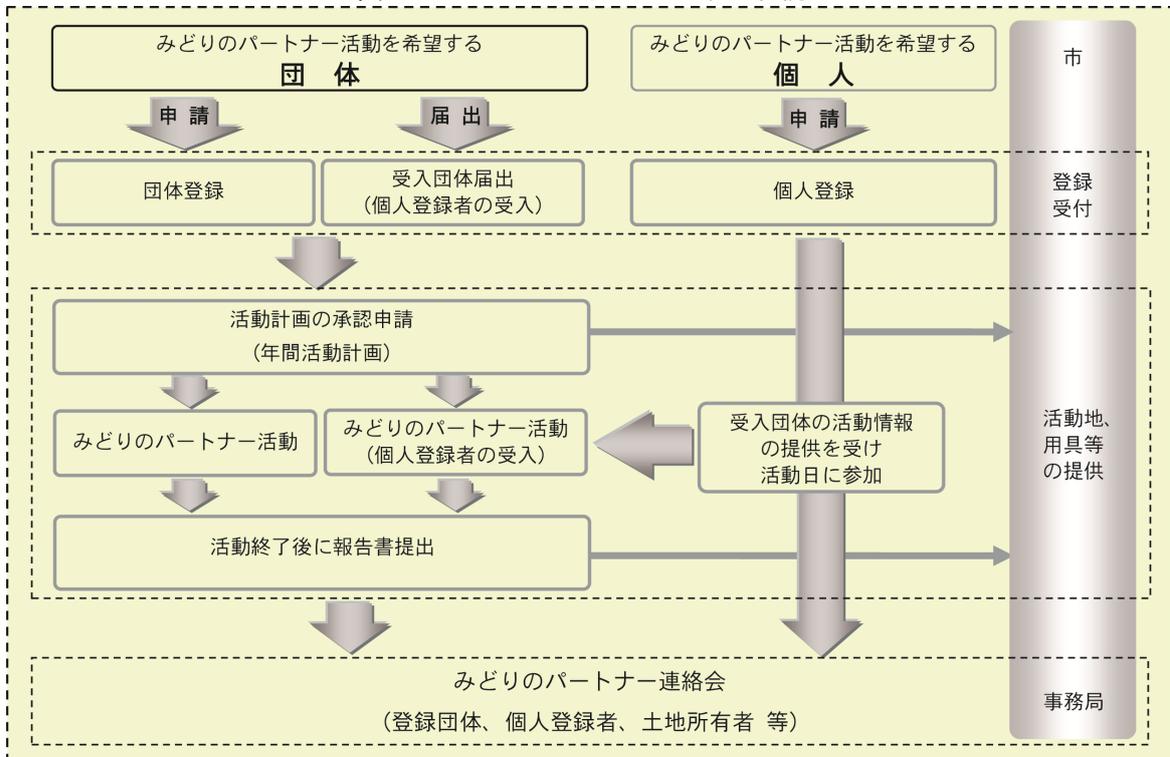


みどりのパートナー育成講座



緑化活動

図 みどりのパートナー登録の手続き



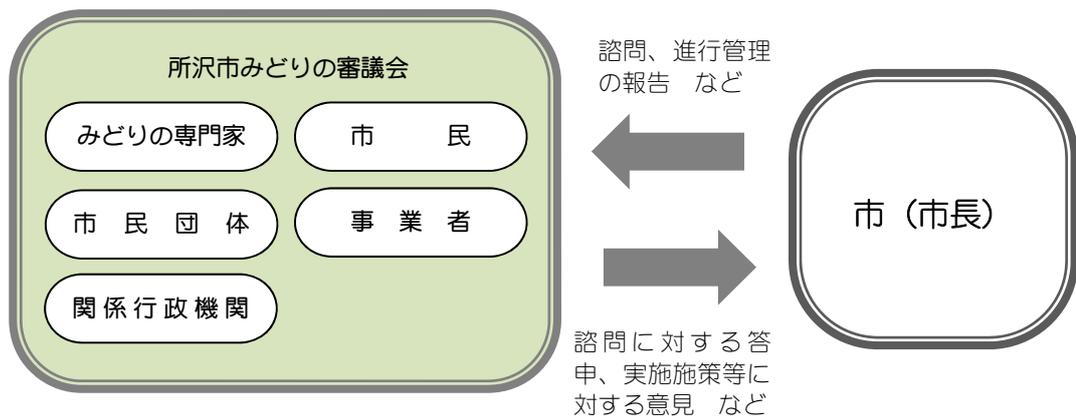
詳しくは、みどり自然課へお問い合わせ下さい。

⑥所沢市みどりの審議会

本市では、「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」に基づき、市長の諮問に応じてみどりの保全及び緑化の推進に関する事項について調査審議するため、所沢市みどりの審議会を設置しています。

本計画に基づく緑地保全制度（地域制緑地）の指定や重要事項の調査・検討などを行うため、みどりの専門家や市民などから組織された審議会を定期的開催します。このことにより、みどりの政策決定において市民の意見を反映させるとともに、本計画を適正に推進していきます。

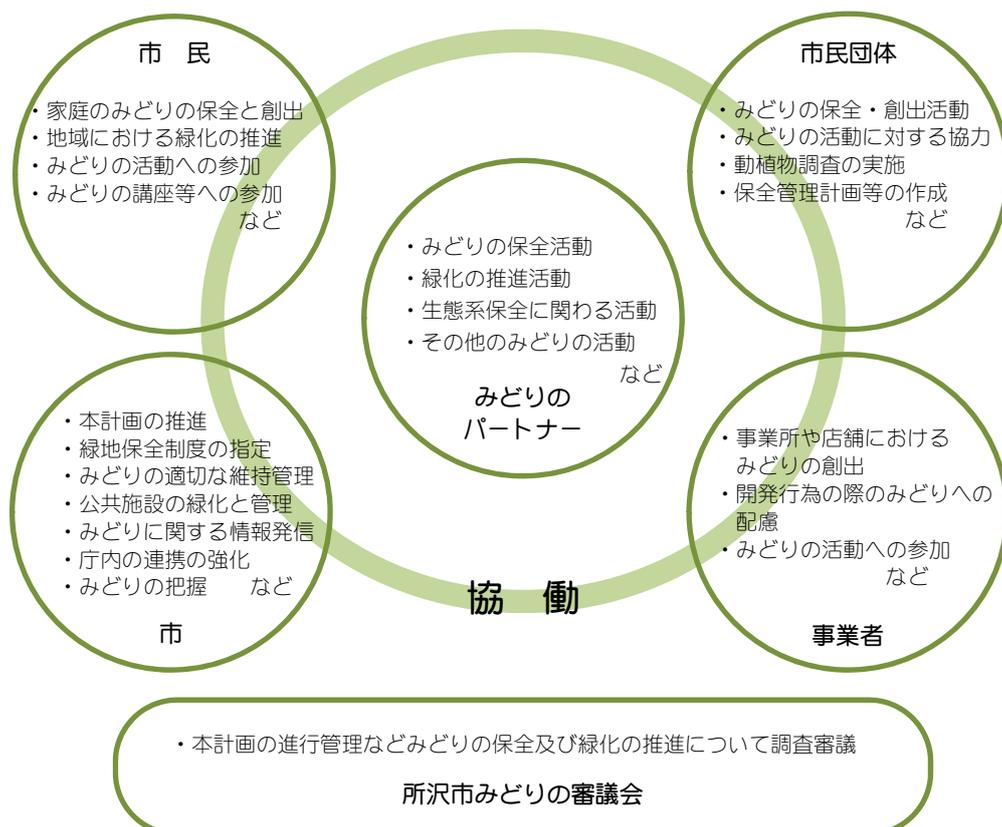
■所沢市みどりの審議会



(2) 計画の推進体制

計画の推進主体は、それぞれの役割に応じて取り組みを進めるとともに、相互に連携しながら本計画を推進します。

■計画の推進体制



2 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルによる進行管理

本計画の将来像を実現するためには、各施策を着実に推進し、定期的な進行管理を行うことが重要です。このため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のPDCAサイクルによる進行管理を行い、計画の実効性を高めていきます。また、各段階において、所沢市みどりの審議会の意見を伺い、計画の推進に反映していきます。

① Plan 【取り組みの策定】

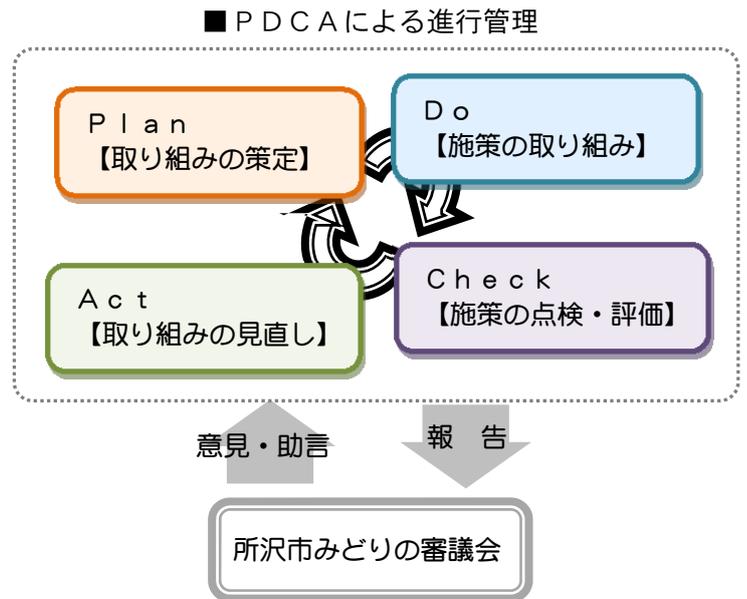
本計画における各施策について、新たな事業や取り組み手法などを策定します。

② Do 【施策の取り組み】

市をはじめ、市民や市民団体、事業者などの各主体が連携を図りながら、各施策を展開します。

③ Check 【施策の点検・評価】

本計画を推進していく中で、毎年度、目標指標の達成状況を点検・評価し、所沢市みどりの審議会に報告するとともに、市ホームページ等を通じ市民に広く公表します。



■ 点検・評価スケジュール

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
		前期					後期				
指標（目標値）の達成状況の点検・評価	計画策定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
計画全体の見直し						●					●

④ Act 【取り組みの見直し】

点検・評価の結果を踏まえ、事業の見直しや改善が必要な場合は取り組みの見直しを行います。

なお、社会経済情勢やみどりを取り巻く状況の変化などに的確に対応するため、必要に応じて計画の部分改訂や見直しを行います。